

令和7年議案第47号

令和8年度使用小学校用教科用図書の採択について

令和8年度使用小学校用教科用図書の採択について、江南市教育委員会の議決を求める。

令和7年8月6日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、令和8年度使用小学校用教科用図書の採択について、江南市教育委員会の議決が必要であるからであります。

令和7年議案第48号

令和8年度使用中学校用教科用図書の採択について

令和8年度使用中学校用教科用図書の採択について、江南市教育委員会の議決を求める。

令和7年8月6日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、令和8年度使用中学校用教科用図書の採択について、江南市教育委員会の議決が必要であるからであります。

# 教科用図書選定に関する法令

## ○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

(昭和 38 年法律第 182 号)

(都道府県の教育委員会の任務)

第 10 条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

(教科用図書選定審議会)

第 11 条 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見をきかなければならない。

2 選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。

3 選定審議会は、条例で定める人数の委員で組織する。

(採択地区)

第 12 条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見をきかなければならない。

3 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更したときは、すみやかにこれを告示するとともに、文部科学大臣にその旨を報告しなければならない。

(教科用図書の採択)

第 13 条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第 10 条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

3 公立の中学校で学校教育法第 71 条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前 2 項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

4 第 1 項の場合において、採択地区が 2 以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当

該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会（次項及び第十七条において「採択地区協議会」という。）を設けなければならない。

- 5 前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。
- 6 第1項から第3項まで及び前項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号。以下「臨時措置法」という。）第六条第一項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書については、この限りでない。

（同一教科用図書を採択する期間）

第14条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

（採択した教科用図書の種類等の公表）

第15条 市町村の教育委員会、都道府県の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長は、義務教育諸学校において使用する教科用図書を採択したときは、遅滞なく、当該教科用図書の種類、当該教科用図書を採択した理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとする。

（政令への委任）

第17条 この章に規定するもののほか、選定審議会の所掌事務、組織及び運営並びに採択地区の設定、採択地区協議会の組織及び運営、採択の時期その他採択に関し必要な事項は、政令で定める。

## ○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

（昭和39年政令第14号）

（教科用図書選定審議会の設置期間）

第7条 教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）を置く期間は、4月1日から8月31日までとする。

（選定審議会の所掌事務）

第8条 選定審議会は、都道府県の教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び必要と認めるときは、これらの事項について都道府県の教育委員会に建議する。

- 1 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う教科用図書の採択に関する事務について都道府県の教育委員会の行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他指導、助言又は援助に関する重要事項

## 2 都道府県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項

(選定審議会の委員)

第9条 選定審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。  
この場合において、第1号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、委員の定数のおおむね3分の1になるようにしなければならない。

(1) 義務教育諸学校の校長及び教員

(2) 都道府県の教育委員会の事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村の教育委員会の教育長、委員及び事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員

(3) 教育に関し学識経験を有する者

2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定審議会の委員となることができない。

(教育委員会規則への委任)

第10条 前条に定めるもののほか、選定審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定める。

(採択地区協議会の組織及び運営)

第11条 採択地区協議会は、関係市町村の教育委員会が採択地区協議会の規約の定めるところにより指名する委員をもつて組織する。

2 採択地区協議会に会長を置き、採択地区協議会の規約の定めるところにより、委員のうちから定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

5 前各項に定めるもののほか、採択地区協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、採択地区協議会の規約で定める。

(採択地区協議会の規約事項)

第12条 採択地区協議会の規約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 採択地区協議会の名称

(2) 採択地区協議会を設ける市町村の教育委員会

(3) 採択地区協議会の組織

(4) 教科用図書の選定の方法

(5) 採択地区協議会の経費の支弁の方法

(採択地区協議会の規約の変更)

第13条 採択地区協議会を設けた市町村の教育委員会は、採択地区協議会の規約を変更しようとするときは、協議によりこれを行わなければならない。

(採択の時期)

第14条 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する

年度の前年度の8月31日までに行わなければならない。

- 2 9月1日以後において新たに教科用図書を採択する必要があるときは、速やかに教科用図書の採択を行わなければならない。

(同一教科用図書を採択する期間)

第15条 法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間(以下この条において「採択期間」という。)は、学校教育法(昭和22年法律第26号)附則第9条第1項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

- 2 採択期間内において採択した教科用図書(以下この条において「既採択教科用図書」という。)の発行が行われないこととなつた場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。
- 3 前項に規定する場合(教育課程の基準の変更に伴い既採択教科用図書の発行が行われないこととなつた場合を除く。)において、新たに採択する教科用図書についての採択期間は、第1項の規定にかかわらず、既採択教科用図書についての採択期間から文部科学省令で定める期間を控除した期間とする。

## ○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則

(昭和39年文部科学省令第2号)

(同一教科用図書の採択の特例)

第6条 法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間についての令第15条第2項の規定により文部科学省令で定める場合は、教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われないこととなつた場合及び次の各号に掲げる場合とし、同条第3項の規定により文部科学省令で定める期間は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

- (1) 採択した教科用図書の発行が行われないこととなつた場合(教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われないこととなつた場合を除く。) 発行が行われないこととなつた教科用図書を採択していた期間
- (2) 採択した教科用図書の採択に関し発行者その他の教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者の不公正な行為があつたと認められる場合 当該採択に関し不公正な行為があつたと認められる教科用図書を採択していた期間
- (3) 教科用図書検定規則(平成元年文部省令第20号)第12条の規定による再申請(同条に規定する検定審査不合格の決定の通知に係る申請図書について、当該通知を受けた年度の翌年度に行われたものに限る。)により文部科学大臣の検定を経て、新たに発行されることとなつた教科用図書がある場合 当該再申請が行われた年度に採択された教科用図書を採択していた期間
- (4) 採択地区が設定又は変更された場合 採択地区の設定又は変更前に当該地域において採択されていた教科用図書の採択されていた期間

(5) 採択地区内において市（特別区を含む。以下同じ。）町村又は義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。以下この号において同じ。）若しくは法第13条第3項に規定する学校が設置された場合 市町村又は義務教育諸学校若しくは同項に規定する学校の設置前に当該市町村又は義務教育諸学校若しくは同項に規定する学校が設置された地域の属する採択地区内において採択されていた教科用図書の採択されていた期間

（教科用図書を採択したときに公表すべき事項）

第7条 法第15条の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料

(2) 採択地区協議会を設ける市町村の教育委員会にあつては、採択地区協議会の会議の議事録を作成したときは、その議事録

## ○学校教育法

（昭和22年法律第26号）

第34条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

2 前項に規定する教科用図書（以下この条において「教科用図書」という。）の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）である教材がある場合には、同項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、児童の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができる。

第49条 第30条第2項、第31条、第34条、第35条及び第37条から第44条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第30条第2項中「前項」とあるのは「第46条」と、第31条中「前条第1項」とあるのは「第46条」と読み替えるものとする。

第82条 第26条、第27条、第31条（第49条及び第62条において読み替えて準用する場合を含む。）、第32条、第34条（第49条及び第62条において準用する場合を含む。）、第36条、第37条（第28条、第49条及び第62条において準用する場合を含む。）、第42条から第44条まで、第47条及び第56条から第60条までの規定は特別支援学校に、第84条の規定は特別支援学校の高等部に、それぞれ準用する。

附則第9条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項（第49条、第49条の8、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

## ○教科書の発行に関する臨時措置法

(昭和 23 年法律第 132 号)

第 5 条 都道府県の教育委員会は、毎年、文部科学大臣の指示する時期に、教科書展示会を開かなければならない。

2 教科書展示会に関しては、文部科学省令をもつてその基準を定める。

## ○教科書の発行に関する臨時措置法施行規則

(昭和 23 年文部科学省令第 15 号)

第 4 条 都道府県の教育委員会は、数個の地域において教科書展示会を開催することができる。

第 5 条 教科書展示会は、6 月 1 日から 7 月 31 日までの間にこれを行うものとし、毎年その開始の時期及び期間を指示する。

2 前項の指示は、告示をもつてこれを行う。

第 9 条 都道府県の教育委員会は、出品教科書を 1 年間保存しなければならない。

2 前条第 3 項の通知があつたときは、都道府県の教育委員会は、保存本を出品するものとする。

第 10 条 教科書展示会は、一般にこれを公開することができる。

## ○愛知県教科用図書選定審議会の委員の定数を定める条例

(昭和 39 年条例第 41 号)

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）第 11 条第 3 項の規定に基づく愛知県教科用図書選定審議会の委員の定数は、20 人とする。

## ○愛知県教科用図書選定審議会規則

(昭和 39 年教育委員会規則第 6 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和 39 年政令第 14 号）第 10 条の規定に基づき、愛知県教科用図書選定審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(調査員)

第4条 審議会に、専門の事項を調査するため、調査員を置くことができる。

2 調査員は、教育委員会事務局及び教育機関の職員並びに学識経験がある者のうちから、教育長が委嘱する。

令和7年議案第49号

「第57回 愛知県学校視聴覚教育研究大会（江南大会）」の後援名義使用について

別紙の者より江南市教育委員会後援名義使用承認申込書の提出がありましたので、江南市教育委員会の後援名義使用に関する要綱第3条第1項の規定に基づき江南市教育委員会の承認を求める。

令和7年8月6日提出

江南市教育委員会  
教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市教育委員会の後援名義使用承認申込書を受理したからであります。

令和7年議案第50号

「おとのにわ・いのちのにわ」の後援名義使用について

別紙の者より江南市教育委員会後援名義使用承認申込書の提出がありましたので、江南市教育委員会の後援名義使用に関する要綱第3条第1項の規定に基づき江南市教育委員会の承認を求める。

令和7年8月6日提出

江南市教育委員会  
教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市教育委員会の後援名義使用承認申込書を受理したからであります。

令和7年議案第51号

「森のめぐみ・アイデアいっぱいの積み木を楽しもう。」の後援名義使用について

別紙の者より江南市教育委員会後援名義使用承認申込書の提出がありましたので、江南市教育委員会の後援名義使用に関する要綱第3条第1項の規定に基づき江南市教育委員会の承認を求める。

令和7年8月6日提出

江南市教育委員会  
教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市教育委員会の後援名義使用承認申込書を受理したからであります。

令和7年議案第52号

「時計台が見つめた『昭和』—激動の歴史を振り返る—」の後援名義使用について

別紙の者より江南市教育委員会後援名義使用承認申込書の提出がありましたので、江南市教育委員会の後援名義使用に関する要綱第3条第1項の規定に基づき江南市教育委員会の承認を求める。

令和7年8月6日提出

江南市教育委員会  
教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市教育委員会の後援名義使用承認申込書を受理したからであります。

令和7年議案第53号

「映画『春の香り』特別上映会 in Konan」の後援名義使用について

別紙の者より江南市教育委員会後援名義使用承認申込書の提出がありましたので、江南市教育委員会の後援名義使用に関する要綱第3条第1項の規定に基づき江南市教育委員会の承認を求める。

令和7年8月6日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市教育委員会の後援名義使用承認申込書を受理したからであります。

令和7年議案第54号

「第1回江南市民ボウリング大会」の後援名義使用について

別紙の者より江南市教育委員会後援名義使用承認申込書の提出がありましたので、江南市教育委員会の後援名義使用に関する要綱第3条第1項の規定に基づき江南市教育委員会の承認を求める。

令和7年8月6日提出

江南市教育委員会  
教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市教育委員会の後援名義使用承認申込書を受理したからであります。

令和7年議案第55号

「第78回全国高等学校バスケットボール選手権大会愛知県大会」の後援名義  
使用について

別紙の者より江南市教育委員会後援名義使用承認申込書の提出がありましたので、  
江南市教育委員会の後援名義使用に関する要綱第3条第1項の規定に基づき江南市教  
育委員会の承認を求める。

令和7年8月6日提出

江南市教育委員会  
教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市教育委員会の後援名義使用承認申込書を受理したか  
らであります。